

## インターンシップ促進学生支援事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 新たな産業人材を確保し、人手不足を解消するため、福島県県南地方の事業所又は工場においてインターンシップを行う県外居住の学生に対し、その実施に要する経費について、予算の範囲内で助成金を交付する。

### (助成対象者及び要件)

第2条 助成金の交付を申請できる者は、次のいずれにも該当する県外に居住する個人とする。

- (1) 福島県外に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、高等専門学校又は、専修学校に在籍する学生であること。
- (2) 白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村に所在する事業所又は工場においてインターンシップを行う者であること。

### (助成金の額)

第3条 助成金は、交通費助成分と宿泊費助成分(インターンシップ実施に伴って必要な宿泊に限る。)として別表に掲げる金額とし、合算した額の5万円を上限とする。

### (助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、インターンシップが終了した日から起算して30日を経過する日又はインターンシップの実施日が属する年度の3月20日のいずれか早い日までに、インターンシップ促進学生支援事業助成金交付申請書(兼実績報告書)(様式第1号)に次の書類を添えて、事務局である一般社団法人産業サポート白河(以下「事務局」という。)に提出しなければならない。ただし、事務局が要件を満たしていると認めたものについては、この限りではない。

- (1) インターンシップ行程表(任意様式)
- (2) 学生証の写し
- (3) 県外に居住していることが証明できる下記のいずれかの書類
  - ア インターンシップ実施日から2か月以内に発行された公共料金の請求書等の写し
  - イ アパート等の賃貸借契約書の写し
  - ウ 住民票の写し
  - エ 居住証明書(様式第2号)
- (4) 振込先情報に関する書類(様式第3号)
- (5) インターンシップ終了証明書(様式第4号)
- (6) インターンシップを実施した写真(インターンシップを実施している様子が確認できるもの)
- (7) 宿泊費の領収書の写し(宿泊費の申請がある場合)

(助成金の交付決定及び額の確定通知)

第5条 事務局は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付決定及び額の確定を行い、交付決定通知書（兼助成金額確定通知書）（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の支払)

第6条 事務局は、前条による助成金の交付決定及び額の確定を行った場合は、通知から10日以内に指定口座に振り込むものとする。

(交付決定の取消)

第7条 事務局は、この要綱に違反し、又は偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、交付決定を取り消し若しくは減額し、又は全部若しくは一部を期限を定めて返還を命ずることができる。

(関係書類の整備等)

第8条 助成金の交付を受けた者は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して、5年間保存しなければならない。

(所掌)

第9条 この要綱に関する事務は、一般社団法人産業サポート白河において所掌する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 交通費助成分

居住地	助成金	
	中小企業	中小企業以外
石川県、滋賀県、兵庫県、 大阪府、奈良県	20,000円	15,000円
富山県、京都府	19,000円	14,000円
北海道、岐阜県、愛知県、 三重県	17,000円	13,000円
秋田県、新潟県	16,000円	12,000円
青森県、岩手県、長野県、 静岡県	12,000円	9,000円
群馬県、山梨県	9,000円	7,000円
宮城県、山形県、千葉県、 東京都、神奈川県	7,000円	5,000円
茨城県、埼玉県	6,000円	4,000円
栃木県	3,000円	2,000円
上記以外	21,000円	16,000円

2 宿泊費助成分

宿泊1泊につき	一律3,000円	※領収書（写）の添付要
---------	----------	-------------

※宿泊費助成は、原則としてインターンシップ実施日数から1日を引いた日数とする。ただし、日程の都合で前後泊が必要な場合等、事務局が認めた場合には、その日数を加える。